

Series 国民年金 便利でお得な口座振替を利用しませんか？

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

国民年金保険料の納付方法には、現金(納付書)納付・口座振替・クレジットカード納付があります。通常は翌月末が納付期限となりますが、前納(前払い)すると保険料の割引を受けられます。

▽現金(納付書)・クレジットカードでの納付方法

- ① 翌月末(通常)
- ② 6カ月前納(4月～9月・10月～翌年3月)
- ③ 1年前納(4月～翌年3月)
- ④ 2年前納(4月～翌々年3月)

※①～③の納付書については年度初めに自動的に送付されますが、④の納付書を発行する場合やクレジットカード納付を希望される場合は、お申出が必要です。詳しくは鹿屋年金事務所または市役所年金担当窓口へお尋ねください。

▽口座振替の方法

- ① 翌月末(通常)
- ② 当月末(早割)
- ③ 6カ月前納(4月～9月・10月～翌年3月)
- ④ 1年前納(4月～翌年3月)
- ⑤ 2年前納(4月～翌々年3月)

※新年度より、口座振替やクレジットカードで前納(6カ月・1年・2年)を希望される方は、**2月末日**までにお申し込みください。

※クレジットカードの前納割引額は、口座振替ではなく現金納付の前納割引額が適用されます。

※平成32年度の保険料月額額は16,540円です。

平成31年度 保険料 比較表	1カ月ごとに払う		6カ月まとめて払う (通常 98,460円)		1年分まとめて払う (通常 196,920円)		2年分まとめて払う (通常 395,400円)	
	通常 (現金・口座) 翌月末	早割 (口座のみ) 当月末	現金	口座振替	現金	口座振替	現金	口座振替
保険料	16,410円	16,360円	97,660円	97,340円	193,420円	192,790円	380,880円	379,640円
割引	—	50円	800円	1,120円	3,500円	4,130円	14,520円	15,760円

※同じ毎月納付でも、口座振替の早割(当月末)を利用すると、通常の翌月末納付と比べ、1カ月で50円、1年で600円安く納付することができます。お申込み・詳細については年金事務所または年金担当窓口へお尋ねください。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期日	時間	場所	予約先
2月7日(木)	午前10時～午後3時	本庁(末吉)1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
3月7日(木)		大隅支所別館2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165へ必ずご予約をお願いします。

※相談内容につきましては、年金請求についてのご相談を優先します。予めご了承ください。

Series 税チャンネル 配偶者控除と配偶者特別控除の改正について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁☎ 0986-76-8804 大隅☎ 099-482-5922 財部☎ 0986-72-0932

平成 31 年度分個人住民税に係る配偶者控除および配偶者特別控除の取扱いが次のとおり変わりました。

- ①配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が下表のとおり引き上げられます。
- ②納税義務者の合計所得金額が 900 万円（給与収入で 1,120 万円以上）を超える場合、配偶者控除および配偶者特別控除の額が納税義務者の合計所得金額に応じて下表のとおり減少します。

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入金額	納税義務者の合計所得金額 ※（ ）内は給与収入のみの場合に対応する収入金額		
			900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)
			控除額		
	38 万円以下	103 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
		老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下	103 万円超 150 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	85 万円超 90 万円以下	150 万円超 155 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	160 万円超 166 万 8 千円未満	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	166 万 8 千円以上 175 万 2 千円未満	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	175 万 2 千円以上 183 万 2 千円未満	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	183 万 2 千円以上 190 万 4 千円未満	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	190 万 4 千円以上 197 万 2 千円未満	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	197 万 2 千円以上 201 万 6 千円未満	3 万円	2 万円	1 万円
123 万円超	201 万 6 千円以上	0 円	0 円	0 円	

※納税義務者の合計所得が 1,000 万円を超える場合は、適用できません。

Notice
2019.2

市民提案型地域づくり事業の募集について

by 本庁 総務課 ☎ 0986-76-8801 大隅 地域振興課 ☎ 099-482-5921 財部 地域振興課 ☎ 0986-72-0931

市民自らの提案による地域づくり活動等に対して最大20万円の補助金を交付します。

地域おこし活動や、伝統文化の継承、イベントの開催など様々なものに活用できます。

※今回から2回に分けて募集を行います。
対象 NPO法人、任意団体、学校の部活動等のほか、この補助金の活用のため新しく設立をする団体でも構いません。また、異なる事業であれば、過去に実施された団体でも構いません。

補助金額
●自由な提案により行う事業（テーマ自由型事業）
▽1年目は対象経費の90%で上限20万円
▽2年目以降は補助率、上限が変わります。

事業例
▽地域の道路に花壇を造り、花を植えて景観づくりを行う事業
▽中高生を対象に吹奏楽の講師を招いて指導を受けたり、演奏会を行う事業
▽公民館で十五夜行事や餅つきを行い、地域住民の幅広い交流を図る事業
▽鹿児島島の方言を調査・研究し、出前講座等を行い文化の継承を行う事業

●市が指定したテーマで行う事業（テーマ指定型事業）
【指定テーマ】
・多文化共生事業（異文化交流、外国人支援など）
・定住促進事業（婚活支援、移住促進など）

▽対象経費の100%およびイベント参加者の飲食費の50%の額で上限20万円

申込期限

▽1回目 平成31年3月22日（金）まで
※2回目は7月～9月頃の予定です。

受付場所

▽本庁総務課 施策推進室 地域協働・行政改革推進係

▽大隅支所地域振興課 地域振興係
▽財部支所地域振興課 地域振興係

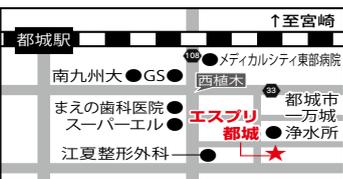
※詳細については、市ホームページをご覧ください。か担当課へお問い合わせください。

※平成31年度当初予算確定前に掲載していますので、募集内容に変更がある場合もあります。

広告

住宅型有料
老人ホーム

エスプリ都城



- ◆介護福祉士資格 月給 235,000円
- ◆ヘルパー資格 月給 220,000円
- ◆夜間パート 当直1回 22,000円
- ◆介護福祉士資格 時給 1,250円
- ◆ヘルパー資格 時給 1,200円



随時見学
OK!!

入居者募集中
気軽にお問合せください

お問合せ **エスプリ都城** TEL **0986-53-3636**
〒889-1912 三股町大字宮村字一万城2751-25 **エスプリ都城**

Notice 2019.2

育英奨学生の募集について

by 大隅 教育委員会総務課 ☎ 099-482-5956 末吉分室 ☎ 0986-76-8814 財部分室 ☎ 0986-72-0945

奨学生の資格

▽保護者が2年以上市内に住所を有し、今後とも居住する見込みであること

▽世帯全員の総所得が600万円以内であること

▽高等学校等、短期大学等または大学等に在学し、学校長の推薦があること

▽貸与の期間が2年以上であること

▽入学支度金の貸与を受ける場合は、市外の寮・アパート等に居住（予定含む）すること

申請期間

▽平成31年2月1日（金）～平成31年3月29日（金）

貸与額

●入学支度金

▽1回に限り50万円

※3月中の支払は平成31年3月11日（月）までの申請に限りです。

●育英奨学資金

▽高等学校等に在学する方 月額1万円（年額12万円）

▽短期大学等および大学等に在学する方 月額4万円（年額48万円）

申請書類の設置場所

▽教育委員会総務課（大隅支所3階）

▽教育委員会末吉分室（末吉中央公民館内）

▽教育委員会財部分室（財部中央公民館内）

※詳細については、市ホームページをご覧ください。か教育委員会総務課へお問い合わせください。

Notice 2019.2

第3子出産祝金のお知らせ

by 財部 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807 大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

受給資格

曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書

本庁および各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。

なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。

※写真は平成30年12月19日に本庁と各支所で行われた支給の様式です。

